

保安措置ガイド（VI 施設管理）と保安規定改定案の対比表

<p>原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド (2019/12/25 制定 原規規発第 1912257 号-7) VI施設管理</p>	<p>使用施設保安規定 改定案</p>
<p>施設管理方針</p>	<p>(施設管理方針の策定) 第48条 所長は、使用施設の施設管理方針を定めなければならない。</p>
<p>施設管理目標</p>	<p>(施設管理目標の策定) 第48条の2 核燃料部長は、使用施設について、前条の施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定し、所長の承認を得なければならない。これを変更する場合においても同様とする。 2 各部長は、それぞれの所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</p>
<p>施設管理の実施に関する計画 ア. 計画の始期及び期間 イ. 設計及び工事の計画及び実施 ウ. 巡視の計画及び実施 エ. 点検等の計画及び実施 オ. 工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置 カ. 施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の方法 キ. 施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の結果を踏まえた処置 ク. 施設管理に関する記録</p>	<p>(施設管理実施計画の策定) 第48条の3 各部長は、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。 (1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 (2) 使用施設の設計及び工事に関すること。 (3) 使用施設の巡視(使用施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。 (4) 使用施設の点検等の方法、実施頻度及び時期に関すること。 (5) 使用施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 (6) 使用施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。 (7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。 (8) 施設管理に関する記録に関すること。</p>
<p>施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価及び反映</p>	<p>(保全活動の有効性評価及び改善) 第48条の5 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画は次の期間ごとに評価し、改善しなければならない。 (1) 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間 (2) 施設管理実施計画にあつては、第48条の3第1号に規定する期間</p>
<p>特別な施設管理実施計画</p>	<p>(原子炉安全委員会) 第10条 原子炉安全委員会(以下「安全委員会」という。)は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。 (1) 本規定、核燃料物質の使用等、貯蔵室の保守管理、放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する規</p>

<p>原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド (2019/12/25 制定 原規規発第 1912257 号-7) VI施設管理</p>	<p>使用施設保安規定 改定案</p>
	<p>定、要領等の制定及び廃止並びに変更 (2) 保安教育計画及び保安訓練計画に関する事項 (3) その他貯蔵室の保安に係る重要な事項</p>
<p>原子力施設の経年劣化に関する技術評価に基づく長期施設管理方針の反映</p>	<p>(保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善) 第50条 各部室長等は、保安活動の計画を必要に応じて策定する。 2 放射線管理部長、核燃料部長、核燃料管理室長、中央管理室長及び品質管理室長(以下「各部室長」という。)は、前項の保安活動を実施する。 3 各部室長は、所掌する施設の保安活動を定期的に評価し、保安活動の継続的な改善を行う。 4 各部室長は、第2項の実施結果により不適合が発見された場合は、品質マネジメントシステムに則り必要な処置を行わなければならない。</p> <p>(品質マネジメントシステムの継続的改善) 第55条 学長は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。</p>